

はじめに

令和4年12月5日に元水道部施設課職員(以下「元職員」という。)1名が、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(以下「官製談合防止法」という。)違反及び加重収賄罪容疑で埼玉県警察に逮捕され、その後起訴、有罪判決を受けるという事件が発生しました。

我々市職員は、全体の奉仕者として法を守り、社会的責任や高い倫理観を常に持ち業務を遂行する使命を負っていることから、この事件を厳粛に受け止め、早急に業務改革に全庁的に取り組むために、元職員の逮捕後「三郷市官製談合等再発防止対策検討委員会」を設置し、原因究明及び再発防止対策について検討を行ってまいりました。

再発防止対策の検討にあたりましては、不正を起こさない、許さないための組織づくりと、高い倫理観の継続的保持のもと、今後二度とこのような事件を起こさないための具体的な取り組みとなるよう、審議を重ねてまいりました。

また、原因に対する実効性の高い再発防止対策になっているかについて、有識者からの意見を聴取するなど、慎重に審議を重ね、再発防止対策を検討した結果、

対策1『不正を起こさせない職場づくり』

対策2『コンプライアンスの意識の向上』

対策3『入札契約制度における不正排除の取り組みの強化』

を三つの大きな柱として取り組むことといたしました。

今後は、これらの再発防止に向けた具体的な取り組みを継続して実施していきますとともに、有識者からいただいた意見を踏まえ、より公正な事務執行となるように改善に努め、市民の皆様から信頼される市政の実現を図ってまいります。

三郷市官製談合等再発防止対策検討委員会

事件の概要

令和 4 年 12 月 5 日に元職員が、官製談合防止法違反及び加重収賄罪の容疑で埼玉県警に逮捕され、12 月 26 日に起訴されました。

元職員は、平成 30 年 8 月 6 日に執行した「北部第二配水場機械設備更新等工事」の制限付一般競争入札に関し、A 社の社員に対し、入札の秘密事項である予定価格に近接した金額を教え、同工事を落札させるとともに、その謝礼として平成 30 年中の入札の前後 7 回にわたり、合計約 11 万円相当の飲食接待等を受け、賄賂を収受しました。

(罰条及び罪名)

- ・入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(官製談合防止法)違反 第 8 条(職員による入札等の妨害)
- ・刑法 第 197 条の 3 第 2 項(加重収賄)

(職員の処分)

令和 5 年 3 月 17 日 懲戒免職

事件経過及び検討委員会の開催経過

令和 4 年 12 月 5 日	元職員逮捕
令和 4 年 12 月 26 日	元職員起訴
令和 5 年 1 月 24 日	第 1 回 三郷市官製談合等再発防止対策検討委員会
令和 5 年 3 月 3 日	第 1 回 公判
令和 5 年 3 月 15 日	事件関与事業者 入札参加停止措置(4 か月)
令和 5 年 3 月 17 日	元職員懲戒免職処分
令和 5 年 3 月 22 日	第 2 回 公判
令和 5 年 3 月 29 日	第 2 回 三郷市官製談合等再発防止対策検討委員会
令和 5 年 4 月 17 日	第 3 回 公判
令和 5 年 5 月 22 日	第 3 回 三郷市官製談合等再発防止対策検討委員会
令和 5 年 6 月 29 日	第 4 回 三郷市官製談合等再発防止対策検討委員会
令和 5 年 7 月 14 日	第 5 回 三郷市官製談合等再発防止対策検討委員会

再発防止対策

今回の事件では、工事の入札において、予算不足のため入札が不調になりそうな状況について、上司に相談せずに、不正な手段により解決しようとしたことがきっかけとなっていたことを踏まえて以下の再発防止対策を作成しました。

対策 1 不正を起こさせない職場づくり

上司と部下職員、同僚職員同士などの良好なコミュニケーションを通じて、各職場において、報告・連絡・相談しやすい環境を醸成し、維持し続けることが、問題事項を早期に発見するとともに、職員が一丸となって業務改善、課題解決に取り組める組織力の向上にも繋がるものと考えます。

それには、管理職員及び係長のリーダーシップと所属職員の理解が必要であり、それらにより、心理的安定性の高い職場を作り上げることが、職員の小さな変化に気付き、不正に繋がる芽を早期に摘み取ることができるものと考えます。

そのため、各職場の特性に合わせて以下を実施していきます。

1-1 報告・連絡・相談しやすい職場環境の醸成

- 所属長は人事評価制度において作成する「課の組織目標」において、必ず「報告・連絡・相談しやすい職場環境の醸成と維持」を目標として設定する。
- 所属長は業績評価の目標に具体的な方策を設定する。（各部署長は所属長が設定した目標が効果的なものとなるように指導する。）
- 所属長及び係長は人事評価制度の期首（期末）面談や業務の打合せの機会を捉えて、上司と部下による面談（ミーティング）を積極的に行う。
- 所属長及び係長は部下の悩み事や業務の課題を積極的に聞く姿勢を示し、所属職員が相談しやすい環境を作る。

1-2 上司によるマネジメント力強化の取組の実施

「1-1 報告・連絡・相談しやすい職場環境の醸成」や担当業務におけるインシデント対策などにおいて、管理職や係長がリーダーシップを発揮できるよう、マネジメント力強化を目的とした、階層別研修を実施する。

1-3 業務用携帯電話の導入

今回の事件においては、個人の携帯電話により、業者と連絡を取り合っていたことから、原則として、利害関係者に職員個人の携帯電話の連絡先を伝えることを禁止する。

緊急時や現場での連絡のため、利害関係者に連絡先を伝えることが業務上必要

な場合は、所属長に報告したうえで対応することとし、また、必要に応じて部又は課単位の共用の業務用携帯電話を導入する。

1—4 公益通報制度の周知

公正で透明性の高い組織づくりの観点からは、内部における通報制度の活用により、違法・不当な行為が現に行われ、また、行われようとしている時に知り得た職員が一人で抱え込むことなく、相談、通報しても保護されることが必要であり、また、内部通報制度の持つ抑止力をより効果的に機能させるため、改めて公益通報制度の周知を図っていくこととする。（定期的に全庁に周知する。）

対策 2 コンプライアンスの意識の向上

前述の不正行為に至る 3 つの要因のうち、「機会」及び「正当化」については、公務員として本来あるべき高い倫理観のもとで、判断、行動ができれば、不正行為に至る「機会」の排除ができ、また行動を「正当化」する思考には至らないと考えます。

そのことから、高い倫理観を継続的に保持していくための具体的な対策を再発防止対策とします。

2-1 倫理規程の改正

「国家公務員倫理規程」を参考に「三郷市職員倫理規程」を改正する。

- 関係業者等の定義の追加
- 禁止事項の追加
- 利害関係者以外の者等との間における禁止行為の追加

2-2 倫理強化月間の設置

○倫理意識の効果的な浸透を図るため、『毎年 12 月を倫理強化月間』とし、啓発活動を行う。

○『不正行為防止のためのセルフチェックシート』による自己点検を実施する。

2-3 コンプライアンス研修の実施

コンプライアンスに特化した研修を継続的に実施する。(第 1 回 令和 5 年 1 月 20 日実施済) ※全体研修を実施後、課内研修の実施

2-4 人事評価面談等を活用した職員の倫理意識の向上

管理職員や係長は所属職員との人事評価面談等の場を活用して、職員の倫理意識の向上に取り組む。(『倫理規程遵守確認シートの活用』)

対策 3 入札契約制度における不正排除の取り組みの強化

3—1 不正行為に対する罰則強化

不正行為を起こした場合の一般競争入札及び指名競争入札への参加の停止等の措置を強化し、事業者の不正行為を抑止する。

〈入札参加停止期間を現行から 1.5 倍程度を加重〉

○贈賄(市の職員に対する)

代表役員 (現)6 月～24 月 ⇒ (案)9 月～36 月

一般役員 (現)4 月～24 月 ⇒ (案)6 月～36 月

使用人 (現)3 月～24 月 ⇒ (案)5 月～36 月

○競売入札妨害又は談合(市発注工事又は市内における公共工事)

(現)12 月～36 月 ⇒ (案)18 月～36 月

3—2 『不正な働きかけ等への対応マニュアル』の作成

職員の公正な職務の遂行を損なうおそれのある「不正な働きかけ」があった場合の具体的な取扱いを定めて、適切に対応するとともに、記録、公表することで、不正行為を抑止するためのマニュアルを作成する。

3—3 契約マニュアルの改訂

○予定価格の漏えい等法令違反になる事例の掲載

○飲食等の供与を受けるなどの倫理規程違反になる事例の掲載

参考資料

三郷市官製談合等再発防止対策検討委員会 名簿

	令和 4 年度		令和 5 年度	
委員長	総務部長	島村 徹	総務部長	平川 俊之
委員	企画政策部長	日暮 義一	企画政策部長	日暮 義一
委員	危機管理監	浮田 勝之	危機管理監	松本 義博
委員	財務部長	平川 俊之	財務部長	妹尾 安浩
委員	総務課長	松岡 英夫	総務課長	高橋 有加里
委員	市有財産管理課長	宮田 亮	市有財産管理課長	宮田 亮
委員	契約課長	斉藤 直樹	契約課長	斉藤 直樹
委員	クリーンライフ課長	田口 洋一	クリーンライフ課長	田口 洋一
委員	道路河川課長	谷口 誠	道路課長	谷口 誠
委員	都市デザイン課長	城津 守	都市デザイン課長	安達 好彦
委員	会計課長	峰川 修一	会計課長	峰川 修一
委員	業務課長	秋田 陽一	業務課長	秋田 陽一
委員	消防総務課長	山本 浩文	消防総務課長	三浦 徹
委員	教育総務課長	木原 正裕	教育総務課長	木原 正裕

※オブザーバー 施設課長 大森 貴則（第1回及び第3回から第5回の委員会に出席）

※事務局 総務部 人事課